

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年8月25日（平成29年（行情）諮問第338号）

答申日：平成29年11月24日（平成29年度（行情）答申第336号）

事件名：「女性の社会参加に関する施策，実績が記載されている文書 H28年度」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「女性の社会参加に関する施策，実績が記載されている文書 H28年度」（以下「本件対象文書」という。）につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年5月30日付け平29警察庁甲情公発第84-2号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を特定することができる。開示請求時に，文書の特定を確認した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

処分庁は，本件開示請求に形式上の不備があるものと認め，「行政文書開示請求書の補正について」（平成29年4月26日付け平29警察庁甲情公発第84-1号）により，審査請求人に対し，相当の期間を定めて補正を求めた。

しかしながら，審査請求人がこれに応じなかったことから，処分庁は，本件開示請求の形式上の不備は補正されなかったとして，不開示とする決定（平成29年5月30日付け平29警察庁甲情公発第84-2号）を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は，「開示請求に係る行政文書を特定することができる。開示請求時に，文書の特定を確認した。」旨を主張する。

3 原処分の妥当性について

（1）形式上の不備について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。

形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合のほか、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されない場合を含むものと解され、また、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

処分庁においては、女性の社会参加に関して、採用、ワークライフバランス及び女性被害者の取扱いに関するもの等その目的に応じて各主管課が施策を行っており、本件開示請求の対象となり得る行政文書が多数存在し、本件開示請求がいずれの行政文書を請求しているのか特定することはできない。

また、複数の行政文書の開示を請求するのであれば、法16条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）13条により開示請求手数料は開示請求に係る行政文書1件につき300円と定められているところ、1件分の開示請求手数料しか納付されていない。

以上のことから、処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があると認め、審査請求人に対して補正を求めたものである。

(2) 不開示決定の該当性について

法9条2項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と定めている。

請求手数料が納付されていない場合、行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるときは、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき」に該当するものと解される。

処分庁は、上記(1)のとおり、本件開示請求に形式上の不備があると認め審査請求人に補正を求めたものであるが、審査請求人がこれに応じなかったことから、本件開示請求に形式上の不備があるものとして、不開示決定をしたものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記2のとおり、「開示請求時に、文書の特定を確認した」旨を主張するが、開示請求のために来訪した審査請求人は、本件開示請求の趣旨について職員が確認を求めた際に持論を述べるにとどまっており、文書の特定には至らないまま退室したものである。

よって、審査請求人が主張するような事実はない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求に形式上の不備があるものとして不開示とした原処分は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月17日 審議
- ④ 同年11月14日 審議
- ⑤ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に補正を求めたが、審査請求人はこれに応じなかったため、本件開示請求には行政文書の特定が不十分という形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁の説明は、次のとおりであった。

ア 処分庁の開示請求窓口は、警察庁情報公開室となっている。

イ 審査請求人は、平成29年4月18日に、警察庁情報公開室の窓口において行政文書開示請求書を提出し、本件対象文書の開示を請求した。

ウ 開示請求書を受理した処分庁の担当者は、行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」に「女性の社会参加に関する施策、実績が記載されている文書 H28年度」（本件対象文書）と記載されていることを確認した。

警察庁において、本件対象文書を探索するために、まず、行政文書ファイル管理簿を検索したが、「女性の社会参加」という文言が含まれる行政文書ファイルの存在は確認できなかった。一方、「女性の社会参加」に関連し得る行政文書としては、「女性の社会参加」という請求文言の趣旨が、①女性職員の業務に係るものであれば、女性の採用・登用（女性警護員の拡充を含む。）、ワークライフバランスの推進、女性の視点を反映した警察運営等に関連するもの、②一般女性による社会参加に関連する警察業務であれば、青少年犯罪や特殊詐欺の防止、交通安全、被害者支援等に係る広報啓発活動

における各種協力団体等との連携に関連するもの等が、警察庁本庁内及び各都道府県警察に対する訓令・通達，教養資料，業務マニュアル，各種事案取扱時の留意事項，各都道府県警察からの報告書といった多種多様な形式で，多岐にわたる部局において存在すると考えられること，また，本件請求文言には「実績」とあり，これらの多岐にわたる施策や業務に関する実績についても，同様に多種多様な行政文書が存在すると考えられることから，本件対象文書を探索するためには，より具体的な請求対象の分野等を特定することが必要であると考えた。

エ そこで，処分庁は，審査請求人に対し，本件対象文書について，「採用」，「ワークライフバランス」等を例示の上，「その目的に応じて各主管課が施策を行っており，女性の社会参加に関する行政文書は，多岐にわたって多数存在するので，対象となる行政文書を特定するため，請求する行政文書の名称等を確認する。」旨を記載した「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」により補正を求めた。

オ しかし，補正の回答期限を経過しても審査請求人から回答がなかったため，本件対象文書の探索に必要なより具体的な請求対象が特定できなかった。

（２）形式上の不備の有無について

警察庁において，女性の社会参加に関連し得る施策や業務は様々な分野で実施されており，そのそれぞれに係る実績とともに，多岐にわたる部局で本件対象文書を保有していると考えられることを踏まえると，本件開示請求書の記載のみではその請求の趣旨が不明確であって，本件対象文書を探索するために必要な請求対象を具体的に特定できなかったとする諮問庁の上記（１）ウの説明は首肯でき，本件開示請求には，行政文書の不特定という形式上の不備があると認められる。

（３）求補正手続の妥当性について

ア 本件において，処分庁は開示請求者に対し，約２週間の回答期限を設けた平成２９年４月２６日付け「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」を送付するとともに，審査請求人が回答しやすいよう関連情報を記載した回答用紙を送付することで，本件対象文書の名称等の補正を求めたものと認められる。

イ 上記アの求補正手続については，約２週間の回答期限を設けた点は，相当な期間を定めて補正を求めたものと認められ，その他，求補正に係る手続に不適切な点があったとは認められない。

（４）結論

以上のことから，本件開示請求には形式上の不備があると認められ，処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず，開示請求の対象

となる文書を特定することができなかつたことから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

3 付言

審査会において、原処分に係る行政文書不開示決定通知書を確認したところ、右上部分の日付等に「平 2 8 警察庁甲情公発第 8 4 - 2 号」及び「平成 2 8 年 5 月 3 0 日」との記載があるが、それぞれ「平 2 9 警察庁甲情公発第 8 4 - 2 号」及び「平成 2 9 年 5 月 3 0 日」の誤りであるとのことである。

同決定通知書は、公印が押印されるとともに、その記載内容に不足等はないが、上記日付等は明白な誤記であると認められ、原処分においては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件対象文書の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久